

森林づくりのめざす姿

- 全ての県民に、森林と関わる機会を創出。
- 人々・地域の繋がりが次世代を育成。
- 個人・家庭、企業、NPOなどの団体
そして行政機関などが森林づくりを支える。



森林環境税により、県民と企業の皆さまに支えていただきながら、森林づくりに取り組んでいます。

個人 県内に住所、家屋等を有する方

税率:年額 **1,000円**

※前年の合計所得が一定の金額以下であること等の理由により、県民税均等割が非課税の方には課税されません。

法人 県内に事務所等を有する法人等

税率:年額 法人県民税均等割の10%相当額

- ▶公共法人、公益法人等資本金等の額が1,000万円以下の法人… 2,000円
- ▶資本金等の額が1,000万円を越え1億円以下の法人… 5,000円
- ▶資本金等の額が1億円を越え10億円以下の法人… 13,000円
- ▶資本金等の額が10億円を越え50億円以下の法人… 54,000円
- ▶資本金等の額が50億円を越える法人… 80,000円

お問合せ先

税の
使いみち
について

福島県農林水産部森林計画課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16(県庁西庁舎8階)
TEL 024-521-7425

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/shinrinkankyouzei/>

福島県森林環境税

検索

税の
仕組み
について

福島県総務部税務課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16(県庁本庁舎2階)
TEL 024-521-7067

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/>

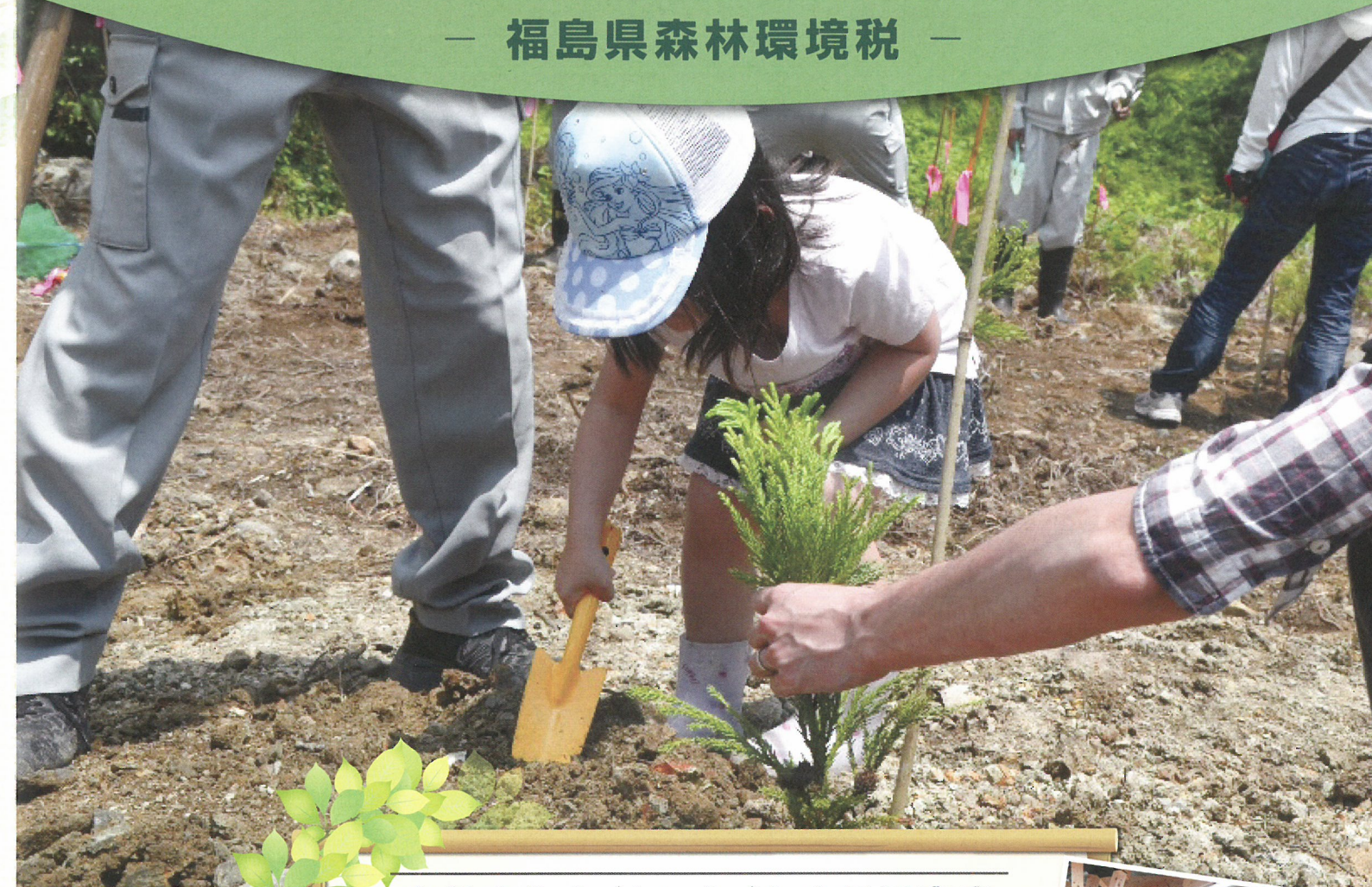
福島県税務課

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

みんなで未来へつなぐ 希望の森林づくり

— 福島県森林環境税 —



森林文化のくに・ふくしま県民憲章

わたしたちは、

- 1) 森林を敬い、あらゆるいのちを尊びます。
- 2) 森林にふれあい、心豊かに生きます。
- 3) 森林の恵みに感謝し、活かします。
- 4) 森林を守り育て、未来につなぎます。

この県民憲章は、豊かな森林を守り育て、健全な状態で次の世代へ引き継いでいくため、平成17年11月20日に制定しました。



福島県